

国民年金付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。付加年金額（年額）は、「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると納めた付加保険料以上の年金が受け取れます。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。任意加入中の方も付加保険料を申し込むことが可能ですが、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることができませんのでご注意ください。

お申し込みをご希望の方は、町役場またはお近くの年金事務所にお申し出ください。

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】



地域包括支援センターをご存じですか？

「介護や高齢者に関する相談窓口」

高齢者の皆さんが上里町でいつまでも、元気に安心して生活できるよう支援します。



介護に関する 相談



転びやすくなったがどうすれば予防できる？

家事が大変になってきた…

介護をしながら仕事を続けられるか心配…

家族の介護のことで悩んでいる



介護者の 相談

権利を守る 相談



忘れっぽくなっていて、お金の管理が不安…

近所に住む高齢者が虐待されているみたい？

こんなときは ぜひ
地域包括支援センターに相談してください！

※土・日：午前9時～午後4時まで、平日：午後8時までの相談も
予約制で受け付けています。

※守秘義務は厳守します。

※訪問による相談もできます。

※相談は無料です。



上里町地域包括支援センター（高齢者いきいき課内）【☎35-1243】

確定申告に関するお知らせ

問合せ…税務課住民税係

【☎ 35 - 1221 (内線 1130 ~ 1133)】

スマホ申告なら初心者でも簡単に確定申告ができます！

確定申告は、ぜひスマホ申告 (e-Tax) をご利用ください。スマホ申告なら、所得や控除が自動計算されます。また、マイナポータルと連携すれば、ふるさと納税の証明書や医療費控除の医療費通知などが、電子で取得できます。スマホ申告にはマイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンが必要です。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

また、電子申告 (e-Tax・スマホ申告) されない方でも、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を印刷し、郵送等で税務署に提出することもできます。令和6年分確定申告書等作成コーナーは1月上旬公開予定です。

▼ e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

▼ 確定申告書等作成コーナー

<http://www.keisan.nta.go.jp/>

「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出された方へ ～ふるさと納税の申告漏れが増えています～

確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となります。

確定申告には、ふるさと納税の全ての金額を寄付金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。



◀ タックスアンサーふるさと納税 (寄付金控除)

住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除) の適用を受ける方へ ～源泉徴収票を受け取ったらご確認ください～

住宅ローン控除は、居住開始年月日等により計算式や控除期間が異なることから複雑な制度となっており、給与支払者から町に提出される給与支払報告書※にも記載誤りが数多く見受けられます。

町では、原則、給与支払者から町に提出された給与支払報告書をもとに課税しますので、住宅ローン控除が正しく適用されているか、ご自身でも源泉徴収票をご確認ください。

※給与支払報告書とは、源泉徴収票とほぼ同じ内容が記載されるもので、給与支払者から町へ提出されます。



申告期限
12月16日(月)取り壊したはずの建物に
固定資産税は課税されていませんか？

令和6年中に建物を取り壊した方または、取り壊す予定の方は、登記の有無にかかわらず『建物滅失申告』を行ってください。令和6年中に取り壊した証明ができない場合は、令和7年度も課税されてしまいます。期限までに申告をお願いします。

申告方法

- ①「建物滅失申告書」(税務課③番窓口)に必要事項を記入の上、提出
 - ②下記問い合わせ記載の電話番号へ連絡して申告
 - ③建物滅失申告フォームにより申告
- ※申告後、税務課職員が現地へ確認に伺います。

◀建物滅失申告
フォーム

問合せ…税務課資産税係【☎35-1221(内線:1111~1113)】

本庄税務署からのお知らせ

個人の方へ

「税務署での確定申告相談」

令和7年1月6日(月)から2月14日(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。

来署相談を希望される方は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)の確定申告期間中に、確定申告会場へお越しください。

※2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越しただいても対応できません。

※確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行がスムーズです。

◀国税庁LINE
公式アカウント

問合せ

本庄税務署

【☎22-2111(音声案内で「2」を選択)】

個人事業者の方へ

「個人事業者等決算説明会」
(事前予約制)

日時

- ①青色申告者(事業所得、不動産所得、農業所得)
12月11日(水)、午前10時～正午
午後2時～4時
- ②白色申告書(事業所得、不動産所得、農業所得)
12月12日(木)、午前10時～正午

会場

グローバルソフトウェア本庄文化ホール
(本庄市民文化会館)
(本庄市北堀1422-3)



問合せ

本庄税務署個人課税部門

【☎22-2114(ダイヤルイン)】

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆12月の開庁日【休日】(午前8時30分～正午) 12月8日(日)

【夜間】(午後8時まで) 12月25日(水)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第6期・町県民税第4期の納期限は12月27日(金)です。税金のお納めには便利な□座振替をご利用ください。

□座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。

こども家庭センターからのお知らせ 問合せ…子育て共生課子育て支援係【☎35-1236】

こども家庭センターコラム⑥ 支援員 天野喜代美

究極の遊び食べ！



離乳食から始まるお子さんの食事についての悩みは尽きませんよね。特に、遊び食べについての相談をよくお聞きします。遊び食べは、離乳食がスタートする生後6か月から2歳ごろのお子さんにみられます。具体的には、「食べ物をぐちゃぐちゃにする」「口から吐き出す」「食べ物をテーブルやお皿から落とす」「立ち上がっておもちゃで遊ぶ」など、大人にとっては悲しくなる行為ばかりです。せっかく作った料理で遊んでいる姿を見ると、イライラしてしまう保護者のかたがたも少なくないと思います。お子さんの遊び食べには理由があります。

年齢の小さいお子さんであればあるほど、食べ物への好奇心があります。「食べるもの」という認識がまだないため、目の前の食べ物を手にし、その感触などを実感しています。食べ物を粗末にしまい、心苦しい瞬間ですが、お子さんの発達を促す貴重な体験でもあります。また、お腹が空いていなかったり、食べ慣れていない食材なども遊び食べの要因となります。保護者のかたがたを困らせたわけではない、パパやママに注目してほしいという子どもなりのコミュニケーションだったりします。

では、遊び食べへの対応はどのようにしたらよいのでしょうか。お子さんは、悪いことをしているつもりはないため、なぜ周りの大人に注意されているのかが分かりません。冷静に、お子さんに分かりやすい言葉で、理由を伝えていけるとよいですね。お腹が空くような工夫や、食事に集中できる環境設定も大切です。また、すぐにやめさせるのではなく、しばらく見守る時間があったてもよいと思います。頃合いをみて、ごちそうさまを促し、食べ物とおもちゃを取り替えてみるのも一つの作戦かもしれません。

保護者泣かせの遊び食べですが、お子さんにとっては心身の発達を促す重要過程の一つと考え、お付き合いしていくと、少しは気持ちが悪くなるかもしれませんね。

令和7年度

「放課後児童クラブ生」募集!



◆対象

保護者が就労等により昼間家庭にいない、町内の小学校に就学している児童

※保護者が育児休業取得中の場合は、右表①～⑤の利用はできません。

◆受付期間

①～⑤…令和7年1月21日(火)～28日(火)
午前9時～午後5時30分

※令和7年4月1日から利用を希望される方は、期間内に申請書類を提出してください。

⑥～⑨…随時受付

◆受付場所

各クラブ窓口

※申請書類は各クラブに用意してあります。

①～⑤ (公設公営・公設民営) は12月9日(月)から申請書類を配布します。

申請書類は町のホームページからダウンロードもできます。(配布時間は午前9時～午後5時30分)

※①は七本木児童館、③は長幡児童館で配布、受付します。

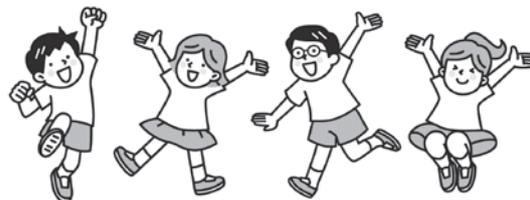
※令和7年1月25日(土)は、①～③は七本木児童館、④⑤は神保原児童館で受付します。

※⑥～⑨は、各クラブへお問い合わせください。

※利用時間、利用料等詳細については、各クラブへお問い合わせください。

クラブ名(対象地域)	所在地・電話番号
① 七本木小学校 放課後児童クラブ(七本木小)	七本木455 (七本木小敷地内) ☎35-1356 (七本木児童館)
② 東児童館 放課後児童クラブ(上里東小)	七本木1800-3 ☎35-3451
③ 長幡小学校 放課後児童クラブ(長幡小)	藤木戸145 (長幡小敷地内) ☎35-3541 (長幡児童館)
④ 神保原児童館 放課後児童クラブ(神保原小)	神保原町1393 ☎33-3621
⑤ 賀美児童館 放課後児童クラブ(賀美小)	金久保889 ☎34-1100
⑥ 風の子クラブ (神保原小)	神保原町1306-1 ☎33-2646
⑦ ちびっこクラブ (長幡小・七本木小・上里東小)	七本木3183-3 ☎33-6792
⑧ げんきクラブ (上里東小)	七本木1534-1 ☎34-0297
⑨ 上里町輝き児童クラブ (七本木小・上里東小)	七本木1706-1 ☎33-8996

児童手当 児童扶養手当等 のご案内



児童手当

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するための手当です。

支給対象…18歳になる年の年度末までの児童を養育している方

支給月…2か月に1回、毎偶数月

支給額

児童の年齢	月額
3歳未満（一律）	15,000円
3歳～18歳（18歳到達後の最初の年度末まで）	10,000円
第3子以降	30,000円

※令和6年10月の制度改正により、所得制限が撤廃されました。

児童扶養手当

離婚、死亡等によりひとり親となった父または母、もしくは父母に代わりその児童を育てている方や、父または母に障害がある場合に支給される手当です。

支給対象

- ①父または母のない18歳になる年の年度末までの児童（一定の障害がある場合は20歳まで）を養育している方
- ②父または母に重度の障害がある方

支給月…2か月に1回、毎奇数月

支給額（所得に応じて全部または一部支給）

児童数	月額	
	全部支給	一部支給
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人目以降加算額	10,750円	10,740円～5,380円

※申請者や配偶者、また同居等生計を同じくする方の所得が一定額以上あると支給されません。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害（政令で定める程度以上）のある児童を育てている方に支給される手当です。

支給対象…精神または身体に一定の障害（政令で定める程度以上）のある20歳未満の児童を育てている方

支給月…4月・8月・11月

（11月の支給は同月分も含む）

支給額

障害の状態	月額（児童1人につき）
1級（重度）	55,350円
2級（中度）	35,760円

※対象児童が障害を事由とする公的年金を受給できるときや、児童福祉施設等に入所しているときは支給されません。

※申請者や配偶者、また同居等生計を同じくする方の所得が一定額以上あると支給されません。

ひとり親家庭等医療費支給事業

ひとり親家庭や父または母に一定の障害がある家庭等に対し、医療費の一部が支給される制度です。

支給対象

18歳になる年の年度末までの児童（一定の障害がある場合は20歳まで）がいる母子・父子家庭または父母に代わりその児童を育てている養育者家庭・父または母に一定の障害がある家庭

支給額…医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部

支給開始…申請を受け付けた日から

申込先・問合せ

子育て共生課子育て支援係【☎35-1236】

フォーメーション

保健センターからのお知らせ 問合せ【☎33-2550】

かみさと「たまる健★幸マイレージ」事業からのお知らせ

◆令和5年度健幸ポイント分の「上里町共通商品券」について

- 「上里町共通商品券」の使用はお済みですか？
保健センターで交付した「上里町共通商品券」には、有効期限があります。忘れずに期限までにご使用ください（有効期限は商品券裏面に記載）。
- 令和5年度分健幸ポイント未交換の方へ
令和5年度分健幸ポイントの交換がお済みでない場合は、6月に対象の方へ送付した書類とスマートフォンまたはポイントカードを持参して保健センターへお越しください。
<上里町共通商品券との交換期限> 令和7年1月31日(金)

◆『早めに知っ得！ロコモ予防塾』（全3回）参加者募集

ロコモティブシンドローム（通称：ロコモ）をご存知ですか？
『運動器症候群』のことで筋肉、骨、関節などの運動器の障害により、歩行や日常生活に何らかの障害をきたしている状態をいい、今では寝たきりや要介護状態の要因にもあげられています。

この機会にロコモについて楽しく学び、早めの対策をみつけてみませんか？

対象…町民の方で運動制限のない方

内容…簡単で効果的な体操とロコモに関する講話など

日程

	日 程	時 間	ミニ講話等 (30 分程度)	運動 (60 分程度)
1	1月15日(水)	午前10時～正午	ロコモって何??	自分の『ロコモ度』を知ろう
2	1月22日(水)	午前10時～正午	ロコモ対策も毎日の食事から…	ロコモ予防エクササイズ
3	1月29日(水)	午前10時～正午	ロコモ予防のための目標を立てよう!	ロコモ予防エクササイズ

定員…50名(先着順)

会場…多目的スポーツホール

講師…スポーツインストラクター 入 美由紀 氏

準備…運動しやすい服装(脱ぎ着のしやすいもの)、室内用運動靴、タオル、水分補給用飲料、筆記用具

※たまる健★幸マイレージ参加者は、ポイントカードまたはスマートフォン

健幸ポイント…100ポイントを付与します。(2回、3回出席しても100ポイントが上限)

申込…12月25日(水)までに電話等で保健センターへお申込みください。



◆12月1日は「世界エイズデー」です

「世界エイズデー」は、世界的レベルでのエイズまん延防止と、患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的として、1988年に制定されました。治療法の進歩により感染の早期把握、治療の早期開始・継続によってHIV陽性者はエイズの発症を防ぐことができ、HIVに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

しかし、そうした変化が正確な情報として十分に伝わっているとは言えない現状があります。

そこで、「世界エイズデー」を機に、ひとりでも多くの人にHIV（エイズ）に関する検査や治療、支援などを知っていただけたらと思います。そして、最新の知識の普及を通じて、HIV検査の受検促進や差別・偏見の解消につなげていきたいと考えています。

また、近年はHIVだけではなく、梅毒などの性感染症も顕著に増加がみられます。性感染症は感染を広げないために予防行動をとり、早期発見・早期治療につなげることが重要です。心配な出来事があった際には、検査を受けましょう。本庄保健所では月に2回、HIV・性感染症検査を実施しています（予約制）。詳しくは、本庄保健所のホームページをご覧ください。

問合せ…本庄保健所 ☎22-6481



◀本庄保健所H.P

◆ノロウイルス食中毒に注意しましょう

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、特に冬場に流行します。

ノロウイルス食中毒を防ぐためには、

- ①食品取扱者や調理器具などからの二次汚染を防止する。
- ②特に子どもやお年寄りなどの抵抗力の弱い方は、加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱する。
- ③手洗いは手指に付着しているノロウイルスを減らす最も効果的な方法です。石けんを十分に泡立てて、温水による流水で十分にすすぎましょう。

問合せ…本庄保健所 ☎22-6481



◆歯周疾患検診を無料で受けられます

生涯自分の歯で食べる楽しみと健康を保つために、ぜひ歯と口の健康チェックを受けてみましょう。

対象者…20・30・40・45・50・55・60・65・70・75・80歳の方
(年齢基準日：令和7年3月31日)

期間…令和7年3月31日(月)まで

持ち物…マイナ保険証等(年齢・住所の確認のため)

費用…無料

実施場所…本庄市児玉郡内の指定歯科医院

※健康ガイドブックやホームページ等をご覧ください

受診方法

本庄市児玉郡内の指定歯科医院に直接予約し、受診する。



◀指定歯科医院一覧

休日の医療機関はこちらへ

12月 保健センター予定表 ☎33-2550

- 4日(水) 5歳児健康相談
 - 9日(月) 3・4か月児健康診査
 - 10日(火) 3歳6か月児健康診査
 - 11日(水) 7・8か月児健康診査
 - 13日(金) 1歳6か月児健康診査
 - 16日(月) 赤ちゃん相談、ベビーマッサージ&ヨガ講座
 - 16日(月) 2歳6か月児歯科健診
- ※健診対象者へ個別で通知いたします。
※赤ちゃん相談は「完全予約制」になりました。

休日・夜間急患診療所

【本庄市保健センター内☎23-3322】

診療科目…内科系疾患
診療日…日曜・休日・年末年始
平日木曜日夜間

診療時間…①午前9時～正午
②午後1時～4時、③午後7時～10時
(平日木曜日夜間は午後8時～10時)
※健康保険証を持参してください
※夜間の診療は午後9時45分までに受付を
してください。
※①、②の診療時間は発熱外来あり
(人数制限あり)

在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

12月 1日(日)	関根内科外科医院	☎77-7667
12月 8日(日)	はにぼんクリニック	☎22-3596
12月15日(日)	千田医院	☎76-0041
12月22日(日)	昭和産婦人科	☎22-2025
1月 5日(日)	高山整形外科	☎22-3245